

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

上尾市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 上尾市の概要

上尾市は、埼玉県南東部、首都東京から35kmの距離に位置し、面積は45.55平方kmで、東西10.48km、南北9.32kmである。地勢は荒川や古利根川によってつくられた大宮台地に位置し、起伏が少なく平坦な地形であり、地質は農耕に適した関東ローム層とよばれる沖積層に覆われている。市内を流れる河川は、東には綾瀬川、西に荒川があり、中心部には鴨川・芝川が平行して流れている。

これらの立地条件を生かし、古くから荒川・見沼代用水に接した農地では、水稻生産地帯が形成され、それ以外の平坦な台地では、麦や野菜、果樹、植木、いも類等の生産が活発に行われ、更には畜産も行われるなど、多彩な農業が発達してきた。

しかし、近年では耕作者の高齢化や相続による世代交代に伴い、経営の縮小や離農が進んでいる。経営形態も施設野菜や花き園芸など集約的な農業や直売農業に即した野菜・果樹栽培など、都市近郊型の農業を展開している。

今後は、首都圏という大消費地に接しているという特徴を生かし、複合経営型の農業展開や高収益作物の定着化等を目指した都市近郊型の農業を発展させていくとともに、施設の整備・拡充や高性能機械による省力化、農地の利用集積の促進等により農業経営の向上を図っていく必要がある。

2 現状と課題

上尾市の農業従事者については、担い手不足が常態化している。農業経営体（販売農家）数の推移を見ると平成17年では523経営体であったのに対し、令和2年には307経営体にまで減少し、販売金額が100万円未満の販売農家が約8割を占めるなど、担い手の兼業化が進むとともに高齢化や後継者の不足が目立つようになってきている。

また、農地についても、都市化の進展等により宅地や道路へと転用され、農地面積は平成17年に844haあったものが令和4年には655haへと減少している。

農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 上尾市における経営目標

上尾市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育

成することとする。

具体的な経営の指標は、上尾市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化の方針

上尾市は、将来の上尾市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、上尾市は、埼玉県さいたま農林振興センター（以下農林振興センターという）、さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、上尾市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の上尾市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を推進する。

また、担い手の確保が見込めず、遊休農地等の発生防止・解消が困難な地域では、地域の農業との調和の下に、農地の有効利用の観点から、企業等の農業参入を支援するとともに、関係機関・団体と連携し、営農技術の指導や情報提供を行い、地域の新たな担い手としての育成を図る。

特に、農業振興地域における農地の権利移動に関しては、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農地の集積や集約を図る。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業

者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、近年増加傾向にある新たに就農しようとする意欲あるものに対しては、北足立北部明日の農業担い手育成塾における研修等事業を活用して育成を図る。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、上尾市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、上尾市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした構造改革事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 推進方法

上尾市は、上尾市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びさいたま農業協同組合各支店単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けて行う。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対して、その経営の更なる向上に資するため、その計画の実施結果の点検をし、新計画の作成の指導等を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

上尾市の令和4年の新規就農者は3人となっているが、地域農業の担い手になる青年を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、上尾市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する青年農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、上尾市においては年間2人から3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させるよう努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

上尾市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた上尾市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援してい

くことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については上尾市農業委員会による紹介、技術・経営面については農林振興センターや埼玉県地域指導農家、さいたま農業協同組合、北足立北部明日の農業担い手育成塾等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 その他

上尾市は、販売農家の高齢化により農地のかい廃や農業生産環境の悪化が予想されることから、上記の効率的かつ安定的な農業経営体の育成と併せ、新規就農者や定年退職者及び営農ボランティア、さらにはさいたま農業協同組合と協力して農作業受託組織など多様な担い手の育成も支援していくこととする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に上尾市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、上尾市における主要な営農類型についてこれを示すと次の農業経営の指標〔個別経営体〕のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は家族2人を基準としている。ただし、組織法人経営については、基幹農業従事者は6人を基準とする。